

友好交流合作協議書

甲方：中国国際青年交流センター【下記略称：甲】

乙方：特定非営利活動法人 東アジア環境省エネ協会【下記略称：乙】

甲乙双方は友好的な協議を通じ、国際人材交流とエネルギー・環境保護領域に関し、次の通りの合意をする。

一、合作の目的

日中両国政府は、既に、青年人材交流並びにエネルギー・環境保護などの領域において相互協力を推進することに合意している。これに基づき、甲乙双方は相互に協力し、かつ相互利益の原則の下に、省エネ・環境保護およびその人材・技術・経済交流が活性化されることを推進する。

二、合作の内容

1. 環境・省エネルギー協力に関する人材の交流と専門家の養成。
2. 環境・省エネルギーに関する共同研究開発協力。
3. 環境・省エネルギーに関するセミナーの開催。
4. 環境保護監視技術と設備の導入。
5. 省エネ、環境保護領域の産業界の発展の推進協力。
6. 双方の省エネ、環境保護に関するプロジェクトの推進。
7. 環境緑化・植林・生態系保全活動の推進。
8. 相互視察団の派遣と受入れへの協力。

三、各事項毎に具体的に協力し、協議書を締結する。

四、当協議書の施行にあたり、両国の法律規則を順守する。

五、当協議書に含まれない事項については、双方は友好的に協議し解決する。

六、当協議書は日中の文書にて各2通作成され、甲乙の双方はそれぞれ各1通を保管し、同等な法的効力を認める。

七、当協議書の有効期間は5年間とする。その後、双方の協議を経て延長することができる。

八、当協議書は双方代表者による署名の日より発効する。

甲方：中国国際青年交流センター

乙方：特定非営利活動法人
東アジア環境省エネ協会

署名：



署名：



2009年12月28日